

基 発 第 1 8 8 号

昭 和 4 8 年 3 月 3 0 日

改 正 基 発 第 7 1 7 号

昭 和 4 8 年 1 2 月 2 2 日

改 正 基 発 0 3 0 1 第 1 号

令 和 4 年 3 月 1 日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

金銭登録作業の作業管理について

スーパー店等における金銭登録作業に従事する労働者について、頸肩腕症候群等の健康障害問題が発生しており、その対策の充実が要請されるところである。

金銭登録作業の実態は極めて複雑多岐であり、かつ、健康障害に関する医学その他の学問的研究が進められている段階にあり、今後とも調査研究を進めることとしているが、このたび、金銭登録作業に主として従事する者の健康障害を防止するため当面の「金銭登録作業指導要領」を別添のとおり定めたので、同要領に基づき関係者に対し適切な指導をおこなわれたい。

別添

金銭登録作業指導要領

1. 作業管理について

- (1) 繁忙時における金銭登録作業は、特定の労働者に長時間にわたって連続して行なわせることなく、その他の適当な作業と交互に行なわせるように努めること。

この場合、それぞれの作業の連続時間は、その状況等に応じ適正な時間とするものとする。

- (2) 繁忙時において、他の作業との交替制をとらずに、特定の労働者を金銭登録作業にもつぱら従事させる場合には、適正な時間ごとに10分ないし15分の休憩を与えること。
- (3) 上記(1)および(2)の適正な時間の目安は、おおむね60分程度とすること。
- (4) 繁忙時においては、同一の労働者に金銭登録作業にあわせて商品包装作業を行なわせることなく、もつぱら商品包装作業に従事する者を配置する等の措置を講ずること。
- (5) 繁忙時以外においても、特定の労働者に長時間金銭登録作業に従事させることを避ける等労働者に負担がかからないよう作業管理上の配慮を行なうこと。
- (6) 上記(1)から(5)までに従い金銭登録業務を円滑に行ない、かつ、適切な休暇の活用等が図られるよう金銭登録作業要員の確保に努めること。

(注) 1. 「金銭登録作業」には、金銭登録機の打鍵作業とそれに関連して同一労働者が行なう来客の買上げた品物の点検、金銭の受渡し等の作業が含まれる。

2. 「繁忙時」とは、売場ごとに例えば夕刻における食料品売場にみられるように、支払いをしようとする客が常態として相当数いて、金銭登録台を通過する客が多数

となり、金銭登録作業が連続して行なわれる時間帯をいう。

2. 作業環境について

- (1) 金銭登録作業を行なう場所の気温等については、次によるよう努めることとし、換気等については、事務所衛生基準規則に準じて必要な措置を講ずるようにすること。

気 温	18℃以上28℃以下
作業面の照度	400ルクス以上

なお、気温、湿度、一酸化炭素、炭酸ガス、照明等についての測定を必要に応じ実施するようにすること。

- (2) 金銭登録作業を行なう場所には、流入する冷たい空気が労働者に直接、継続してあたらないよう、つい立等を設けるようにすること。
- (3) 金銭登録機は、タッチの強さが適正なものを選定するように努めるとともに、金銭登録作業に従事する者が適正な姿勢を保持できるよう、作業面の高さおよび打鍵面の角度の調整を可能にする等の措置を講ずること。

また、金銭登録作業を行なう場所の広さおよび形は、一の台で金銭登録作業と商品包装作業とが行なわれること等の作業状態に応じ人間工学的配慮をすること。

- (4) 金銭登録台には必要に応じ手持ち時間等に利用しうるいすを備え、労働者が適宜に利用できるようにすること。
- (5) 労働者が有効に利用することができる休憩のための設備を設けるようにすること。また、労働者が、が床することができる休養室または休養所を、男子用と女子用に区別して設けるようにすること。

なお、これらの施設を設ける場合には、できるだけ作業室に近接した位置に設けるようにすること。

- (6) その他、騒音の軽減、便所の整備等衛生水準の維持向上についても十分配慮すること。

3 健康管理について

- (1) 金銭登録作業に従事する労働者に対して、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行なうこと。

イ 業務歴、既往歴等の調査

別紙の調査表の内容によること。

ロ 問診

肩こり、背痛、腕痛、項部の張り、手のしびれ、手指の痛み、手の脱力感等の継続する自覚症状の有無

ハ 視診、触診

(イ) せき柱の変形と可動性の異常の有無、棘突起の圧痛、叩打痛の有無

(ロ) 指、手、腕の運動機能の異常及び運動痛の有無

(ハ) 筋、腱、関節（頸、肩、背、手、指等）の圧痛、硬結及び腫張の有無

(ニ) 腕神経そうの圧痛及び上肢末梢循環障害の有無

(ホ) 上肢の知覚異常、筋、腱反射の異常の有無

ニ 握力の測定

ホ 視機能検査

なお、上記の健康診断の結果医師が必要と認める者については、必要な検査を追加して

行うこと。

(2) 健康診断結果に基づく事後措置

上記(1)の健康診断の結果、金銭登録作業による症状増悪のおそれが見られるなど、作業を続けることが適当でない者又は作業時間の短縮を要すると認められる者については、作業転換、作業時間の短縮等当該労働者の健康保持のための適切な措置を講ずること。

(3) 職場体操を実施するとともに、体育活動、レクリエーションの実施等について便宜を与える等労働者の健康の保持増進のために必要な措置を講ずるようにすること。

(4) 金銭登録作業に従事する労働者に対し、作業方法、作業姿勢等の事項について衛生のための必要な教育を行なうこと。

(5) 常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、産業医および衛生管理者を選任し、これらの者に金銭登録作業に従事する労働者の健康管理、健康相談等にあたらせること。

健康診断、健康相談等の結果、労働者の健康を保持するため必要と認める場合には、産業医の指導により必要な措置を講ずること。

なお、上記以外の事業場においても、担当者を定め、金銭登録作業に従事する者の健康管理等にあたらせるようにすること。

(6) 衛生委員会等においては、健康障害の防止、健康の保持増進等について関係労働者の意見を十分きくこと。

なお、衛生委員会等を設けない事業場においても、関係労働者の意見をきくための機会を設けるようにすること。

金銭登録作業健康診断費用業務登録調査表

(昭和 年 月 日現在)

氏 名		性別	男・女	生 年 日		
1 現 職		レノスタ(機種)		経 験 年 数		
(レノスタ以外は記 入してください)				昭和 年 月より現在まで (年 月)		
2 雇 務 歴	雇 務 所	就 業 期 間		通 算 経 験 年 数		
		年 月	年 月	継続・断続(通算) 年 月		
		年 月	年 月	継続・断続(通算) 年 月		
3 既 往 歴	病 名		か か っ た と き			
	(現在までにかかった 主な病気について記 入して下さい)		歳ごろ 歳ごろ 歳ごろ 歳ごろ 歳ごろ			
4 スポー / 体 操	① 過去にやっていたスポーツ又は体操					
	② 現在やっているスポーツ又は体操					
5 通 勤 時 間 通 勤 方 法	片道 時間 分					
	(主に利用するものを) ○で囲んで下さい 徒歩、自転車、バス、電車、汽車、その他					